畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	［略］	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。 ［号を削る。］
［略］	［項を削る。］	［略］

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	［同上］	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
［同上］	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ 名称 原材料名 添加物 原料原産地名 でん粉含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。
［同上］	うに加工品及びうにあえもの 名称 原材料名 添加物 原料原産地名 塩うに含有率 内容量	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。